社会福祉法人松江市社会福祉協議会報酬費用弁償支給規程

第１条　この規程は社会福祉法人松江市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員（定款第18条第１項の規定による役員をいう。）、評議員（定款第６条の規定による評議員をいう。）は、この規程の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

第２条　この法人の全理事の報酬総額は、年間12,000,000円以内とする。
２　報酬の額は、別表第１による。

第３条　月額報酬は毎月１５日にその月分を原則として本人指定口座に振り込むことにより支給する。ただし１５日が金融機関の休業日にあたるときは、１５日以前において、１５日に最も近い金融機関の営業日に支給する。

第４条　月額報酬を受けるものが退職した月に再び同一の職に就いた時は、その月分の報酬はこれを支給しない。

第５条　第１条に規定する者が、社協の業務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として別表第２により旅費を支給する。
２　前項に定めるものの外、旅費支給については、松江市社会福祉協議会旅費支給規程を準用する。

第６条　第１条に規定する者が、定款第３章、第５章の会等に出席したときは、費用弁償を支給する。
２　前項の費用弁償の額は、住居から招集場所までの距離の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）片道１５キロメートル未満　１日につき２，２００円
（２）片道１５キロメートル以上　１日につき３，２００円

第７条　本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第８条　この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附　則
この規程は、平成１７年３月３１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２１年６月１日から施行する。
附　則

この規程は、平成２９年６月１３日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和元年１２月２５日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年６月１５日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和３年１２月２１日から施行し、令和３年１２月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和４年３月２９日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年１２月２１日から施行し、令和４年１２月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和５年１２月２１日から施行し、令和５年１２月１日から適用する。

別表第１

区分	報酬額
代表理事（会長・非常勤）の職にある者	月額　１５０，０００円
専務理事の職にある者	月額　２６８，０００円 通勤手当 松江市社会福祉協議会職員の給与に関する規程第１６条に定める額を支給する。 ただし、当該役員が、常勤であって、松江市に身分を有する職員である場合は、松江市が定める給与に関する条例及び規則を準用して支給する。
代表理事及び専務理事を除く役員、評議員及び委員の職にある者	無報酬 ただし、当該役員が、常勤であって、松江市に身分を有する職員である場合は、松江市が定める給与に関する条例及び規則を準用して支給する。

別表第２

区分	旅費額
代表理事（会長・非常勤）の職にある者	松江市旅費支給条例に規定する常勤の特別職の職員の旅費相当額
代表理事を除く役員、評議員及び委員の職にある者	松江市旅費支給条例に規定する一般職の職員の旅費相当額